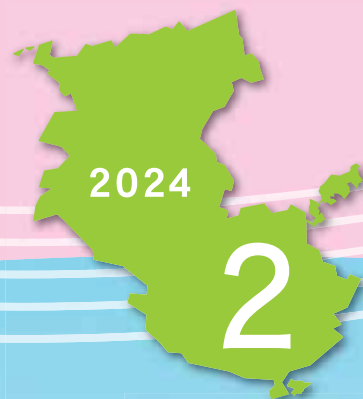


／ 健保と年金 ／

ほっと便



わかやま

串本町
海金剛

主な内容

- P2 年金を受けている方が亡くなったとき
- P3 退職後の健康保険の手続き
- P4 熊野川舟下り・瀨峡めぐり / 社会保険クイズ



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号



年金を受けている方が亡くなったとき



年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届(報告書)」の提出が必要です。

また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族が居る場合、遺族年金等を受け取ることができます。

1

未支給年金を受け取れる遺族

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹 (7)その他 (1)~(6)以外の3親等内の親族です。

2

提出方法

提出先は、年金事務所または街角の年金相談センターです。

添付書類は次のとおりですが、詳しくはねんきんダイヤルまたは年金事務所にお問い合わせください。

必要な届出	添付書類
未支給年金 請求の届出	・亡くなった方の年金証書
	・亡くなった方と請求する方の続柄が確認できる書類(戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し等)
	・亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていたことがわかる書類(亡くなった方の住民票の除票および請求する方の世帯全員の住民票の写し)※1
	・受け取りを希望する金融機関の通帳 ※2
	・亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は「生計同一関係に関する申立書」

※1 亡くなった方の住民票の除票は、請求する方の世帯全員の住民票の写しに含まれている場合は不要です。また、マイナンバーをご記入いただくことで、請求する方の世帯全員の住民票の写しの添付を省略できます。

※2 請求書に金融機関の証明を受けた場合は添付不要です。また公金受取口座を利用する方は、請求書の「金融機関の証明」欄の証明および受取先金融機関の通帳等のコピーの添付は不要です。

3

提出の注意点等

- 提出が遅れると、年金を多く受け取りすぎることとなり、後でお返しいただく場合があります。年金を受けている方が亡くなったときは、すみやかにご提出ください。
- 未支給年金の請求をされた場合でも、亡くなった方の口座を解約されていないと、入金される場合があります。口座の解約等については、金融機関にご相談いただくようお願いします。
- 亡くなった方の未支給年金は、その支給金を受け取った方の一時所得に該当し、確定申告が必要になる場合がありますのでご注意ください。詳細は最寄りの税務署へご相談ください。

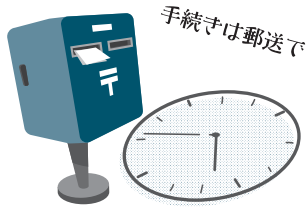


● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆さまへ

退職後の健康保険は3種類！手続きはお早めに

退職後の健康保険は3種類あります。ご自身にあった健康保険に加入の手続きを行いましょ。

保険の種類	協会けんぽの任意継続 (最長2年間)	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
選択肢は 3つ	期限は退職後20日以内(必着) 	まずは役所に保険料額の確認を 	扶養の条件をcheck! 当てはまる? 当てはまらない? 
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族のお勤め先
保険料	在職時の約2倍(上限あり) ●退職時の標準報酬月額(上限30万円)×保険料率で計算 ●原則2年間同じ(保険料率の改定等により変更となる場合あり)	前年の所得や家族構成で決定 ●非自発的失業者(自ら望まない形で失業された方)の保険料軽減制度あり ●毎年変動	被扶養者の保険料負担は ありません
加入条件	●退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること ●退職日の翌日から20日以内に資格取得申出書を提出(必着)すること	お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族の勤務先にお問い合わせください(扶養の認定基準を満たす必要があります)

退職された方の保険証の回収は確実にお願いします！

 保険証が使用できるのは**退職日まで**です。家族(被扶養者)の分も忘れずにご返却ください。退職後に誤って保険証を使用すると、協会けんぽが負担した医療費を返還していただくことになります。


退職後の保険証 よくある誤解

- ・新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう
- ・月の途中の退職だから月末までは使えるだろう
- ・会社から何も言われていないので使えるだろう

**いずれの場合も
保険証は使用
できません！**

保険証返却手続きのポイント

1. 保険証は退職日の翌日からは使うことができません。通院中の方は保険証が変わることを医療機関・薬局等へ伝えてください。例) 3/15退職…保険証が使用できるのは3/15まで。3/16～3/31は使えません。
2. 退職者の家族(被扶養者)分の保険証も忘れずに回収してください。
3. 保険証は後日回収するのではなく、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」に添付して、**日本年金機構大阪広域事務センター**へご送付ください(電子申請された場合は、送信後すぐに保険証を事務センターへご送付ください。なお、保険証を回収できない場合は届書に「被保険者証回収不能届」の添付をお願いします)。

川の参詣道～熊野川舟下り / 山・水・岩の大渓谷～瀨峡めぐり

熊野古道は古来、熊野三山と呼ばれる熊野本宮大社（田辺市）、熊野那智大社（那智勝浦町）、熊野速玉大社（新宮市）への参詣に利用された道で、平成16年7月に世界遺産に登録され、今年で20周年を迎えます。

この「紀伊山地の霊場と参詣道」は古道巡りの観光として、海外の旅行者からも人気を集めています。

当協会では、（一財）熊野川町ふれあい公社様との契約による乗船料優待及び補助券発行の事業を今年も実施します。

お申込み方法等詳細は、当協会HP『熊野川舟下り、瀨峡めぐり』をご覧ください。

「熊野川舟下り」



（提供）公益社団法人和歌山県観光連盟

- ☆ご予約 … 熊野川川舟センター ☎ 0735-44-0987
新宮市熊野川町田長54-8（道の駅「瀨峡街道熊野川」内）
- ☆期 間 … 令和6年3月1日～令和6年11月30日
- ☆料 金 … 〈大人〉中学生以上 …… 4,950円 ⇒ 4,500円（割引後）
〈小人〉4歳～小学生 …… 2,200円 ⇒ 2,000円（割引後）※4歳未満は乗船不可
- ☆コース … 歴史の参詣道、熊野川下りの舟旅
熊野速玉大社横の河原まで約16km・90分

「瀨峡めぐり」



- ☆ご予約 … 熊野川川舟センター ☎ 0735-44-0987 ※上記と同じ
当日の乗船受付、料金支払いは玉置ロサテライトになります
新宮市熊野川町玉置口8-1 玉置ロサテライト
- ☆期 間 … 令和6年3月1日～令和6年11月30日
- ☆料 金 … 〈大人〉中学生以上 …… 3,000円 ⇒ 2,700円（割引後）
〈小人〉4歳～小学生 …… 1,500円 ⇒ 1,350円（割引後）※4歳未満は乗船不可
- ☆コース … 瀨峡（瀨八丁）の大自然をめぐる舟旅約40分

★当協会発行の「施設利用会員証」を受付へ提示すれば上記割引が受けられます。

★施設利用券（補助券）を発行します！

当協会よりコースが選択できる補助券を先着100枚（1,000円 ※1グループ2名以上の乗船に限る）発行します。

当補助券の有効期間は令和6年3月1日～同年11月30日迄で上記割引との併用が可能です。

当日受付へ提出してください。



「熊野川舟下り」及び「瀨峡めぐり」の詳細は、公式ホームページ 川舟センター <https://www.kawabune.info> をご確認ください。

社 会 保 険 ク イ ズ

社会保険の加入要件の拡大に関するクイズです。

次の[A]、[B]にあてはまる数字をお答えください。

現在、厚生年金保険の保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年[A]月から厚生年金保険の被保険者数が[B]人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見等をご記入の上、2024年3月31日（日）（当日消印有効）までに以下（発行所）あてご応募ください。

正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。（景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。）なお、ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

和歌山県社会保険協会のホームページが新しくなりました！

当協会が主催する講習会、各教室、セミナー、健康づくりボウリング大会やハイキング等のWEBお申込みが可能になりましたので、ご利用ください。

画面も見やすくなりスマートフォンにも対応しています。

また、各種事業の実施状況をトップページの取組紹介コーナーへ随時、掲載しますのでご覧ください。



● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

